

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関するよくあるご質問

Q1 給付対象者について 給付金はどのような趣旨で給付されるものですか。

令和5年11月2日閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、一般のエネルギー・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図るため、住民税非課税世帯には一世帯あたり7万円を給付することとされました。

Q2 申請・受給について 給付金を受け取るのは、誰になりますか。

受給権者は、その方の属する世帯の世帯主になります。

Q3 この給付金は、所得として課税されますか。

本給付金は、課税対象にはなりません。(注意:住民税均等割が課されている方の扶養親族等のみで構成される世帯につきましては、Q13を必ずご覧ください。)

Q4 他の市区町村において、住民税非課税世帯等に対する価格高騰重点支援給付金を既に受給しましたが、大口町でも給付金を受け取れますか。

既に他市区町村において、低所得世帯向け価格高騰重点支援給付金(7万円)を受け取った世帯または、給付金を受け取った者を含む世帯は、大口町において、本給付金を受け取ることはできません。

Q5 外国人は給付対象者ですか。

基準日(令和5年12月1日)に住民基本台帳に記録されている外国人は、給付対象者となります。ただし、賦課期日(令和5年1月1日)時点で住民基本台帳に登録されていなかった方、租税条約に基づく課税免除の適用を受けている方については、本給付金の対象とはなりません。

Q6 この給付金を受ける権利を他人に譲渡、担保に供すること又は、差し押さえすることは可能でしょうか。

本給付金は令和5年11月29日に公布された「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」第3条により差し押さえが禁止されております。(注意:住民税均等割が課されている方の扶養親族等のみで構成される世帯につきましては、Q13を必ずご覧ください。)

Q7 世帯主が、身体が不自由で、自分で確認書の返送や申請書の提出ができない場合は、どのようにしたらよいですか。

本人による確認書の返送や申請書の提出が困難な方は、代理人が行うことも可能です。申請

者の属する世帯の世帯構成者や法定代理人、親族その他の平素から申請受給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で大口町長が特に認める方による代理申請が認められます。代理申請には、本人と代理人との関係を説明する書類などを提出していただきます。

Q8 給付金はどのように受け取るのですか。確認書等を返送後、いつ振り込まれるのですか。

原則として、世帯主名義の口座への振込みとなります。振込予定日については、確認書等受領後、概ね2～3週間後を予定しています。ただし、記入内容等に不備がある場合は、給付が遅れることもあります。

Q9 給付対象者に対し、「振込決定通知書」は送付されますか。

確認書が送付された世帯につきましては、「振込決定通知書」の送付はいたしません。通帳には「オオグチカカクコウトウ」と印字されますので必ずご確認ください。※「申請書」による申請をされた世帯につきましては、「振込決定通知書」を送付します。

Q10 基準日後に亡くなった人は、給付対象者となりますか。

基準日(令和5年12月1日)より後に世帯主が亡くなられた場合、以下の取扱いとなります。確認書の返送・申請が必要な場合で、受給権者となっている世帯主が基準日(令和5年12月1日)より後に、

(1) 確認書の返送・申請を行うことなく亡くなられた場合

- ① 当該世帯主以外の世帯員がいる場合 その世帯員のうちから新たに世帯主となった方が申請し、給付を受けることとなります。
- ② 単身世帯の場合 世帯自体がなくなってしまうため、**給付されません。**

(2) 確認書の返送・申請を行った後に亡くなられた場合 当該世帯主に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となります。

Q11 基準日以降に世帯分離をした場合、給付はどうなりますか。

本給付金の給付判定は、基準日(令和5年12月1日)において判定を行うため、基準日以降に世帯分離をしても別世帯としての取り扱いはいたしません。

Q12 給付金はどのような世帯に給付されますか。

給付対象は、基準日(令和5年12月1日)において、市区町村の住民基本台帳に記録されている方で、同一の世帯に属する者全員が地方税法の規定による令和5年度分の市町村均等割が課せられていない者である世帯です。(※1世帯あたり1回限り。)

これまでに10万円、5万円、3万円を受給された方であっても、本給付金の要件に該当する世帯であれば、受給可能です。

Q13 住民税均等割が課されている方の扶養親族等のみで構成される世帯とはどのような世帯でしょうか。今回も給付対象となるのでしょうか。

例えば、親（課税）に扶養されている親元を離れた大学生（非課税）や、別居の子（課税）に扶養されている親の世帯（非課税）などの世帯をいいます。今回の給付金事業でも住民税均等割が課せられている方の扶養親族等のみで構成される世帯であっても、その世帯の世帯主及び世帯員全員が非課税であれば給付対象となります。なお、住民税均等割が課されている方の扶養親族等のみで構成される世帯に対する給付金は、町独自の給付金となりますので、所得税上の一時所得（他の一時所得※との合計が50万円を超える場合は、所得税及び住民税の申告対象となります。）及び差し押さえの対象となります。

※一時所得 ・ ・ 生命保険の一時金、懸賞や福引きの賞金など

Q14 町外にいる親（課税）の扶養（税務上）となっていた場合でも給付対象ですか。

大口町内にいる世帯主及び世帯員全員が非課税であれば給付対象となります。

Q15 生活保護受給世帯は、給付金の対象となりますか。

令和5年12月1日時点において、生活保護世帯も給付要件を満たしている場合は給付金の対象となります。なお、生活保護制度の被保護者の収入認定にあたっては、収入として認定されません。

Q16 令和5年1月2日以降に来日または、帰国した者ですが、非課税世帯として給付金は受け取れますか。

賦課期日(令和5年1月1日)時点で住民基本台帳に登録されていなかった方については、課税権がないため、本給付金の対象とはなりません。

Q17 先回の給付金(3万円)では、確認書の返送は行いませんでしたが、今回の給付金(7万円)は、受給したいと考えております。その場合、先回(3万円)と併せて、計10万円の給付金の受け取りは可能ですか。

先回の給付金(3万円)では、返送期限(令和5年10月31日)までに返送がない場合は、本給付金の受け取りを辞退したものとみなすものとしており、3万円給付金の受給権はすでに、消滅しております。よって、今回の給付金(7万円)のみの給付となります。

Q18 令和5年6月1日時点では、課税世帯の世帯員(住民税非課税)でしたが、その後、世帯主として大口町へ引っ越ししました。他に課税者もないため、今回、非課税世帯として7万円の給付金は受給できると思いますが、国が言う住民税非課税世帯1世帯あたり合計10万円の給付は可能なのでしょうか。

先回の給付金(3万円)の基準日(令和5年6月1日)時点では、課税世帯として判定されている

ことから、よって、今回の給付金(7万円)のみの給付となります。

Q19 令和5年6月1日時点では、非課税世帯の世帯員でしたが、その後、世帯分離をしました。今回、非課税世帯の世帯主として7万円の給付金は受給できると思いますが、国が言う住民税非課税世帯1世帯あたり合計10万円の給付は可能なのでしょうか。

先回の給付金(3万円)の基準日(令和5年6月1日)時点では、非課税世帯として判定され、当事の世帯主に対し、給付を行っており、よって、今回の給付金(7万円)のみの給付となります。

Q20 令和5年6月1日時点では、非課税世帯で、3万円の給付金を受給しましたが、その後、子ども(世帯員)が海外から帰国しました。国内での所得はないので、非課税世帯として7万円の給付金は受給できるのでしょうか。

給付対象は、基準日(令和5年12月1日)において、市区町村の住民基本台帳に記録されている方で、同一の世帯に属する者全員が地方税法の規定による令和5年度分の市町村均等割が課せられていない者である世帯となっております。よって、課税権のない方がいる世帯がいる場合は、給付対象外となります。

Q21 令和5年1月2日以降に来日した者ですが、前住所地において、非課税世帯として、3万円の給付金を受給しましたが、その後、大口町へ引っ越ししました。非課税世帯として7万円の給付金は受給できるのでしょうか。

給付対象は、基準日(令和5年12月1日)において、市区町村の住民基本台帳に記録されている方で、同一の世帯に属する者全員が地方税法の規定による令和5年度分の市町村均等割が課せられていない者である世帯となっております。よって、賦課期日(令和5年1月1日)時点で住民基本台帳に登録されていなかった方については、課税権がないため、大口町では、本給付金の対象とはなりません。

Q22 給付金の受給にはどのような手続が必要ですか。どこに行けば申請ができますか。

(1) 大口町で「令和5年度価格高騰重点支援給付金(3万円/世帯)」を受給した世帯で、世帯構成に特段の変更がない世帯については、「給付金のお知らせ」を送付しました。

(2) (1)以外の令和5年度非課税世帯(※)については、対象世帯と思われる世帯に対し、**確認書を送付しました**。届いた確認書の内容を確認し、必要事項等を記入のうえ、必要書類を添えて、同封の返信用封筒にて、令和6年4月30日(火曜日)までに長寿ふくし課へ返送してください。

※新たに令和5年度住民税非課税世帯となった世帯や価格高騰重点支援給付金(3万円/世帯)の基準日(令和5年6月1日)の翌日以降に世帯構成に変更があった世帯(例えば、大口町に転入してきた世帯も含む)あるいは、令和5年6月2日以降、大口町へ転入してき

た世帯など。

Q23 住民税非課税世帯ですが、確認書が自宅に届きません。どうしたらいいですか。

給付要件を満たしているにもかかわらず、確認書が届かない場合には、長寿ふくし課(0587-94-0051 午前8時 30 分から午後5時 15 分まで土日祝は除く)へお問い合わせください。なお、ご自身が本給付金の給付対象かどうかについて、電話でのお答えはできません。また、ご自身の住民税が非課税かどうか等のお問合せについても、お答えできません。確認したい場合は、身分証明書(運転免許証、健康保険証など)をお持ちのうえ税務課窓口へお越しください。

Q24 申請書以外に準備すべき書類はありますか。

住民税非課税世帯として申請する場合には、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等の写し)、振込先口座の確認書類(金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し)、(現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる場合)**世帯全員の令和5年度住民税非課税証明書**が必要です。

Q25 住民税非課税世帯として給付金を受給した後、修正申告により、令和5年度住民税が課税となった場合、どうなりますか。

修正申告の結果、令和5年度住民税が所得割課税になった場合、本給付金の給付対象外となるため既に受給している場合は返還をしていただきます。逆に、修正申告の結果、世帯全員が非課税世帯となった場合、給付対象となりますので長寿ふくし課までお問合せください。

Q26 基準日以前に配偶者と死別・離婚し、本人の世帯は令和5年度の非課税であった場合、本給付金の対象となりますか。

基準日(令和5年12月1日)以前の配偶者との死別・離婚※については、元配偶者による扶養にかかわらず、本人の属する世帯全員が令和5年度住民税非課税であれば本給付金の対象となります。(※住民基本台帳上、別世帯となっている方に限ります。)

Q27 配偶者の被扶養者(無収入)であった者が、基準日以降に配偶者と死別・離婚した場合、非課税世帯として本給付金の対象となりますか。

非課税世帯がどうかの判定につきましては、基準日(令和5年12月1日)をもって行うため、基準日以降の世帯変更による再判定は行いません。

Q28 A市で配偶者の被扶養者(無収入)であった者が、DVにより基準日時点では、B市へ避難していましたが、現在では、大口町に住んでいます。この場合、どのような取り扱いになりますか。

原則、基準日時点(令和5年12月1日)での避難地(B市)にて申請を行っていただきますが、やむを得ない事情により、B市で申請することが困難である場合に限り、大口町において申請・給付できる可能性があります。詳しいことにつきましては、長寿ふくし課までお問合せください。

Q29 私(住民税非課税)は、令和5年6月2日に大口町(基準日令和5年6月1日)へ転入しましたが、前住所地の基準日が令和5年7月1日であり、確認書等が届いておりません。3万円を受給したいのですがどうしたらいいですか。

先回の給付金の基準日(令和5年6月1日)以降の転入によって、前住所から確認書等が届かず受給できなかった世帯に対し、条件に合致すれば特例措置が受けられる可能性があります。詳しいことにつきましては、長寿ふくし課までお問合せください。なお、届いた確認書の返送忘れや添付書類等漏れにより受付されなかった場合は対象外です。

【子育て世帯加算】

Q30 子ども加算給付金を受給するには申請が必要ですか？

7万円を受給していることが必須要件で、すでに給付金を受給された世帯主へ子育て加算に関する書類を大口町からお届けしますので申請する必要ありません。ただし、7万円の受取口座が世帯主以外の人であった場合は、申請書に記載する方法で承諾が必要になります。また、令和5年12月1日以降に生まれた児童を扶養しているまたは、別住所の児童を扶養している方は別途申請が必要です。

Q31 世帯主と児童手当の受給者が異なる場合はどちらが給付を受けられますか？

受給者は、世帯主となりますので他の制度との連携はありません。なお、振込口座についても世帯主の口座に限られます。ただし、7万円の受取口座が世帯主以外の人であった場合は、その受取口座のみ指定することができます。

Q32 子ども加算給付金は、課税対象となるのでしょうか。

子ども加算給付金は、課税対象にはなりません。なお、住民税均等割が課されている方の扶養親族等のみで構成される世帯に対する子ども加算給付金は、町独自の給付金となりますので、所得税上の一時所得(他の一時所得※との合計が50万円を超える場合は、所得税及び住民税の申告対象となります。)及び差し押さえの対象となります。

※一時所得・生命保険の一時金、懸賞や福引きの賞金など

Q33 この給付金を受ける権利を他人に譲渡、担保に供すること又は、差し押さえすることは可能でしょうか。

子ども加算給付金は令和5年12月28日に公布・施行された「物価高騰対策給付金に

係る差押禁止等に関する法律施行規則」により差し押さえが禁止されております。(注意:住民税均等割が課されている方の扶養親族等のみで構成される世帯につきましては、Q32 を必ずご覧ください。)

Q34 子どもの住民票を大口町内に住む祖父母の住所にしていますが、給付を受けられるのは誰になりますか？

受給者は世帯主となるため、児童が属する住民票上の世帯主が受給することになります。なお、受給者の変更はできませんが、祖父母が受給できない場合や、受給を拒否した場合は、この限りではありません。

Q35 7万円の給付金の受け取りを世帯主から変更しましたが、子ども加算給付金は口座を変えられますか？

口座を変更することは可能ですが、変更できるのは世帯主の口座のみです。

Q36 私は子どもの父で大口町には、単身赴任のため1人で住んでいます。妻は大口町外で子どもと暮らしています。私も妻も非課税世帯でどちらも世帯でも7万円の給付を受けている場合は、子ども加算給付金は受給できるのはどちらになりますか？

原則、子どもの属する世帯の世帯主に給付することになりますが、税法上の扶養をしているなど父と子どもが生計を同一としているのであれば、父が子ども加算の給付対象者となりますので、一度、長寿ふくし課までご相談ください。

Q37 子どもが大口町外の学校に通っており、住民票が大口町外にあります。対象児童となりますか？

対象児童となりますが、申請が必要です。ただし、大口町外では、児童のみの世帯であることが要件です。たとえば、祖父母と児童が同居している場合などは、祖父母が給付対象者となります。ただし、祖父母が受給できない場合や、受給を拒否した場合は、この限りではありません。

Q38 私は18歳(平成17年4月30日生まれ)で現在、一人暮らしをしています。非課税世帯であった場合、子ども加算の対象となりますか。

世帯主が18歳以下の児童本人となる単身世帯の場合、子ども加算の対象とはなりません。

Q39 私の子どもは、平成17年3月2日生まれで基準日時点では、18歳でしたが、今回の給付金事業で加算給付の対象とはならないのはなぜですか？

国が示した方針では、今回の給付金事業の加算給付対象とする児童は、当該給付対象者(世帯主)の世帯員である18歳以下の児童(18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童))であると示されており、お尋ねの児童につきましては、給付要件

を満たさないため、給付対象外です。

Q40 19歳となる障がい児を監護しています。特別児童扶養手当では20歳未満まで給付対象となっておりますが、今回の給付金事業の対象とはならないのですか？

今回の給付金事業は、給付金・定額減税一体措置の一環であり、低所得世帯向けの臨時的措置であるため、特別児童扶養手当制度との同一のルールではありません。